

保全担保提供命令書

第 号
年 月 日(特別徴収義務者)
様

高浜市長 印

地方税法第16条の3第1項の規定により、下記のとおり担保の提供を命じます。

記

担 保 の 内 容	担保される市税	
	担保される金額	円
	次に掲げるもので、上記金額を担保するに足りるものと提出してください。なお第三者の所有するものであっても、さしつかえありません。 1 国債及び地方債 2 市長が確実と認める社債(特別の法律により設立された法人が発行する債権を含む。)その他の有価証券 3 土地 4 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械 5 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団 6 市長が確実と認める保証人の保証	
担保の提供期限		年 月 日

注

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求することができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。